

2025（令和7）年度入学者選抜試験問題（一般選抜）

小論文試験問題 配点 70 点

次頁以降の【資料①】から【資料③】までを読み、以下の問いすべてに答えなさい。

問 1（配点 20 点）

【資料①】の著者は、大阪地裁判決における「議論が尽くされていない」という表現が、どのような意味で「ずるい」と述べているか。本文の全体に即して、300 字以内で説明しなさい。

解答は、解答用紙（問 1 用）に横書きで記入すること。

問 2（配点 20 点）

【資料②】の著者は、「社会の多様性」には、(a) なぜ価値がなければならず、また、(b) どのような価値があると考えているか。本文の全体に即して、300 字以内で説明しなさい。

解答は、解答用紙（問 2 用）に横書きで記入すること。

問 3（配点 30 点）

【資料①】から【資料③】までを踏まえて、あなたの見解として、(a) 婚姻制度の存在意義をどのように考えるか、(b) 同性婚の合法化をめぐる議論においていかなる点が考慮されなければならないと考えるか、理由とともに、1000 字以内で論じなさい。

解答は、解答用紙（問 3 用）に横書きで記入すること。

※【資料①】、【資料②】、【資料③】は、いずれも著作物からの引用である。本文を省略した箇所は《中略》で示したが、見出しや注、ルビの省略はこの限りではない。

※出題の都合上、一部に修正を加えている。

※【資料①】、【資料②】、【資料③】の出典は、試験終了後速やかに大阪大学大学院高等司法研究科のホームページに公表する予定である。

【資料①】

何よりもまず、ずるい、と思った。なんてずるい言い訳だろう、と。結婚の平等をめぐる訴訟について、2022年6月20日に大阪地裁で下された判決のことだ。

現在、日本では同性のカップルが結婚することはできない。だが、異性カップルならば利用できる婚姻制度を同性カップルが利用できないのは、憲法24条にある「婚姻の自由」、憲法13条にある「個人の尊重」、および憲法14条にある「法の下での平等」に反するのではないか。そうした理由から、三組の同性カップルが国に損害賠償を求める訴訟を起こしたのだが、その判決がその日に大阪地裁で出たのだった。

下されたのは、合憲であるという判断だった。つまり、同性カップルが婚姻制度を利用できなくても、それは「婚姻の自由」や「個人の尊重」や「法の下での平等」に反することではない、とされたのである。2021年3月に同様の訴訟に対して札幌地裁で違憲判決が出ていたことから多くのひとが注目していた裁判でもあり、その分だけ落胆も大きかったように思う。少なくとも私はそうだった。

判決要旨を見ていると、いくつもの気になる点がある。《中略》

どこが気になるかという点、「議論が尽くされていない」という表現である。

もちろん、「いったい誰がどんな基準で尽きたか尽きていないか判断するのか」という問題もあるだろう。でも、それだけでないなんとも言えないずるさを感じる言葉だ。

私はこの言葉の何に引っかかっているのだろうか？改めてそう考えてみると、たぶん「尽くされるも何も、そもそもまともな議論がこれまでされたことなんてどのくらいありますか？」という疑問が頭をかすめたのだと思う。

結婚の自由を求める訴訟を支援している **Marriage For All Japan** という団体があるが、そのサイト内の「なぜ裁判？裁判って？」という項目には、次のような言葉がある。

《中略》

「法律の改正を進めるという気配が、いまのところありません」と言われている。要するに、国会ではそもそも議論をしてくれない。だから裁判所に働きかけてきちんと物事が進むようにしてもらおうという観点から、裁判の重要性が語られているのだ。

こんなふうに並べると、なんだか妙な感じがしないだろうか？片や議論がなされていないから議論がきちんとなされるように求めているのに、片や「議論が尽くされていない」から現時点では違憲だとは判断できないと言っているのである。どうもこのあたりのすれ違いに、私を感じたずるさの理由がありそうだ。

ここで頭に浮かぶのが、「前提」と呼ばれる現象だ。「前提」という言葉自体はもちろん日常的によく使われるが、言語哲学や言語学においてはテクニカル・タームとして特別な使いかたをされることがある(ちなみにこの場合の「前提」に対応する英単語は「presupposition」だ。)

《中略》

そうした研究の成果としていくつかのことがわかった。よく知られていることのひとつ

に、状態変化を表すような動詞は一定の規則に従って前提をもたらすということがある。例えば「最近、運動を始めたよ」と言うと、以前は運動をしていなかったことが前提とされる。

「始めた」と言う以上は運動をしていない状態からしている状態への変化が起きているはずで、そもそももともと運動をしていたのであれば「運動を始めた」は正しいとも間違っているとも言いがたくなるからだ。同様に、「お酒を飲むのはやめました」と言ったなら、以前はお酒を飲んでたことが前提になる。「やめた」と言う以上は、お酒を飲んでる状態から飲んでいない状態への変化が起きているはずだからだ。

あれこれ語ってきたが、要するに私が考えているのは、「尽くされる」だとか「尽きる」だとかといった言葉は、「始める」や「やめる」と同じように状態変化を表す言葉なのではないか、ということだ。「冷蔵庫の中身が尽きた」と言ったなら、冷蔵庫のなかに何かしらのものがある状態から何もない状態に変化したということだろう。だから、買ってから何も入れたことのない冷蔵庫の前に「冷蔵庫の中身が尽きちゃった」と言っているひとがいたら、いったいそれが正しい発言なのか間違った発言なのかよくわからなくなって、その発言をどのように受け止めたらいいかもわからなくなるのだ。

さて、前提の面白いところとして、文全体を否定しても前提は否定されないという性質がある。「お酒を飲むのをやめたりはしていないよ」と言った場合にもお酒を飲んでる状態にあった（ある）ということが相変わらず前提とされるし、「うちの妹に東京に引っ越す予定はないよ」と言った場合にも私に妹がいるということが相変わらず前提とされる。前提は否定を突き抜けるのだ。

そうすると、「議論が尽くされていない」という発言も、「議論が尽くされた」という発言と同じ前提をもつことになるだろう。「議論が尽くされる」というのは要するに、議論がなされている状態からもうこれ以上なされない状況への変化を語っているのだらうから、つまりはともかく何かしらの議論がなされていることが前提となっているはずだ。「議論が尽くされていない」にも、これと同じ前提がある。

これがまず、私が感じたずるさのひとつ目のポイントなのだと思う。議論が始まらないからこそ訴訟が起きているはずなのに、その肝心の判決では議論がなされていることが前提になってしまっているのだ。そもそもお酒を飲まないといっているのに「あ、お酒飲むのやめたんだ」と言ってくるひとがいたら「ちゃんと話を聞いてよ」と思うところだが、ちょうどこれと同じちぐはぐさが「議論が尽くされていない」にはあるように思える。

でも、これだけの話なのだろうか？ なんだかもっとひどくずるいことがなされているような気がする。

ここでさらに前提に関する研究を取り上げよう。哲学者デイヴィッド・ルイスの1979年の論文「言語ゲームにおけるスコア記録」(“Scorekeeping in a Language Game”)によると、前提が正しいかどうかかわかっていないときでも、私たちはしばしば「その前提はきっと正しいのだろう」とするっと受けて入れてしまうという。以前にも紹介したことのある、調整(アコモデーション)という現象だ。私が「うちの妹が……」と言ったなら、私に妹がい

るかどうか本当は知らなかった場合でも、あなたはたぶんすると「こんなふう言う以上、妹がいるのだろう」と文脈を調整して話を聞かだろ。だからこそ、私には実は妹などいないと明かされると、困惑するのだ。

もちろん、初めから私に妹などいないと知っているひとはこのようには理解しない。だが、私に妹がいるかいないか知らないひとなら、はっきりそう意識するわけでもなくとも、「妹がいると本人が前提にして発言しているのだから」と、文脈を調整して発言を理解するはずだ。

さて、判決要旨にある「議論が尽くされていない」という文面を見たとき、結婚の平等をめぐるあれこれについてすでに馴染みのあるひとならば、「いや、そもそも議論されてもいないんですけど」と考えて、議論が何かしら進んでいるという前提をするって受け入れたりはしないはずだ。でも問題は、それ以外のひとはではないだろうか。

たぶん、この判決が報じられて初めてこの問題に触れたというひともたくさんいるはずだ。そしてそうしたひとは、何せ初めて触れたのだから、これまでの経緯についてもあまり知らず、その時点では議論が進んでいるとも進んでいないとも特に思っていないのではないだろうか？ そんなひとは「議論が尽くされていない」という言葉を目にしたならば、「そっか、議論がなされてはいるけど、まだ尽くされてはいないのだな」とするって受け取ってしまうのではないだろうか？

もしそうだとすると、「議論が尽くされていない」に関しては単に「尽くされたか尽くされていないかの基準が恣意的だ」や、「そもそも議論が始まりさえしていないんですが」といった点だけが問題なのではないことになる。この言葉には、あまり詳しくないひとは聞くと「議論がなされてはいる」という印象を自然と受け取ってしまうような前提が含まれていて、それは結果的に訴訟を「いままさに議論が進展している途中なのに、なぜかやけに焦って判決を求める振る舞い」のように感じさせるものになっているのではないだろうか。

どうだろう？ そもそもちゃんと議論を始めたくないところから始まった訴訟なのに、「議論が進行している」と前提にしたうえで、周囲の人間には「議論は現在進行中で、それなのに焦って訴訟を起こしたひがいるんですよ」という印象を与える発言。もちろん、そういうことを意識的に狙って言葉を選んだとは限らないのだが、ともあれ、私を感じたずるさはこういったものだったように思う。

それにしても、このアンバランスさはなんだろう。「議論が尽くされていない」のたったひとことでこんなにいろんな効果をもたらすことができるのに、そのずるさを暴こうとしたら、こんなにもたくさんの言葉を尽くさないとならない。それもまた、なんとずるいことだろうと思うのだ。

【資料②】

今日、社会の多様性に関わるテーマは多岐にわたり、様々な社会制度上の差別的取扱いなどが俎上に載せられている。そして、それらを是正することは、社会の多様性を高めることにより社会全体の福祉の増大に繋がる価値のあるものであると説明されている。例えば、障がい者との共生、人種・民族や国籍による差別の禁止、ジェンダーの平等、性的マイノリティーの人権尊重等が取り上げられている。

そこでは社会的に、マイノリティーの差別扱い・不利益等を社会全体としてどのように考えるのかについて、それを、歴史的、伝統的なものなのでそのままが良いとするのか、あるいは、その是正を図り多数の人達との共存を図ることにより社会の多様性を確保するための措置を執るべきであると考えなのか、が問題となる。

後者の考えについては、そもそも社会の多様性には価値があるということが前提であり、それを守り、実現していくべきであって、それは、今や世界的に見てもあるべき社会像となっていることを根拠とするものであろう。しかし、この点をもう少し突き詰めて考えてみたい。

まず、マイノリティーにとっては、社会の多様性が進むことは、例えば、LGBTQ 問題に関する社会全体の理解が進むため、その権利、利益等が社会的に認知され、差別や偏見から解放される（ないし、されやすくなる）ことになる。その結果、これまで損なわれていた、豊かで人間らしい生活、利益を享受することが可能となる制度改正に繋がることになるので、価値のあるものであることは当然と考えることができよう。

他方、社会全体（これは多数派により社会制度が作られた社会なのである。）から見ると、社会の多様性の進展は、従前から伝統的に守られてきた規範、これまで支持されてきた価値観等が変容する場面が多くなり、それが住みやすい社会の仕組みや慣れ親しんだ行動が規制されたり、さらには、今までとは異なる行動の強制等に繋がることもある。その点で、社会の多様性の推進は、多数派にとっては、違和感や拒否感が生ずることもあり、社会全体の分断、対立を生じさせるおそれもあって、皆が、それを当然に価値あるものと考え、行動することになるのかについては、改めて慎重な検討をすべきであると考えるのであろう。

《中略》

そこで、ここでは、様々な不利益扱いのうち、同性婚問題を取り上げて検討してみたい。そこでは、性的マイノリティーへの偏見や差別を是正し、その人権や法的利益の保護のために同性婚を制度として認めることは、様々な性的思考の異なる人達がそのことを認め合い、それを尊重しながら生活を送ることができるような社会となること、すなわち、社会の多様性を実現することである。そのことは、性的マイノリティーにとってばかりではなく、社会全体にとってもどのような利益を生むのか、それが本当に価値あるものであるのか、を改めて確認しておきたい。

同性愛ないし同性愛者については、かつては、精神的疾患で治療すべきもの、あるいは、性秩序を乱す不道徳なものとされていた。しかし、この点については、今日においては、こ

れらは科学的根拠のない誤解であり、相手方に対して性的な魅力を感じずることは、それが同性に対する場合であっても、その性的指向自体は、当人の意思による選択ないし変更ができるものではないと理解されるようになってきている。

しかしながら、そのような正しい理解を前提にした上でであっても、多数者が歴史的、伝統的かつ文化的に築き上げてきた社会制度としての婚姻は、異性間のカップルが、愛し合い、終生の精神的、肉体的な共同生活を営むことを目的とし、子を出産、養育することにより、社会生活の単位となる家族を形成し、社会の永続と進展に寄与する制度として守られてきたものである。そのため、少なくとも子の出産ということが期待されない同性のカップルについても婚姻制度に加える必要があるのかという反論や対立感情が生ずることも、現実には否定できないところであろう。

しかしながら、近代社会の到来と共に、自由主義思想、ないし個人重視の価値観の登場により、従前の社会制度の枠内での生活に縛られるのではなく、自分自身の感覚、指向を大事にすべきであるとする思想・価値観が広がってきている。そうすると、個々人の性的指向は、多くは異性に対し向けられるものであっても、中にはそれが同性に向く者も、少数ではあっても厳然と存在するのである。その場合、当人の性的指向は、生来のものであって変えられないものである以上、同性の相手を愛し、二人がカップルとして終生の精神的、肉体的な結び付きによる共同体を築いていきたいという強い思いを抱くことは、当然のことであろう。それは、婚姻という法制度における法的利益を享受することのほか、二人の個人の精神的、肉体的な結合という婚姻における当事者としての人格的で根源的な永続性のある結び付きの喜び、日々の精神的な充実感、相互の助け合いによる一種の運命共同体的な安心感や相互の心からの尊敬と信頼の素晴らしさなどは、まさに、婚姻による「かけがえのない個人の尊厳としての喜び」だからなのである。

このような、個人重視の自由主義思想は、今日では特別に例外的なものではなく、伝統的な社会制度に縛られずに、自己の性的指向に沿った人生を送ることを指向する人達が生じ、それが広がっていくのは不可避であろう。《中略》

今日、民主国家における人権思想は、個人の基本的な人権保障を基本理念としており、それが、同性愛や同性婚に関する権利のような少数者のものであっても、当然に尊重し保障すべきものである。多数者は、そのことに対し否定的な態度や違和感を持つことがあったとしても、それを保護することがより大きな国益を損なうような例外的な場合でない限り、当該少数者の権利、利益が憲法上の理念、価値に適うものである以上、それを保障する対応を取るべきであろう。多数者といっても、テーマによっては少数者となることもある。その場合でも、そのテーマが憲法的な価値、守るべき人権であるときは、それが守られるという仕組みを堅持することこそが、まさに法の支配の理念が貫かれている価値ある社会であるといえるのではないであろうか。その意味で、同性婚問題については、社会の多様性の進展、具体的には、同性婚制度の構築は、それが価値あるものであるかどうかについて、米国のアフーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）のように、具体的な数値等による実証的

な検討を待つまでもなく、社会全体に大きな利益・福祉を生むものであることは明らかである
と考える。

《中略》

同性婚制度を法制化するための過程では、次のような留意が必要である。

まず、具体的な制度設計について国会で審議が行われることになるが、そのために、実現
への障害となる状況をいきなり排除したり、例外のない規制の実施や、あるいは数値的な行
動目標の定立のような、反対ないし慎重な意見等を封じ込めるような手段が強行される場
合には、多様性の実現の過程において、価値観や感情の激しい対立が創出されたり、嫌悪感
等が社会全体に広がるおそれもあり得よう。そうすると、多様性実現を図るための方法につ
いても、理解と協力を得るための適切なプロセスが求められるところでもある。

そして、同性婚の法制度化は、社会制度の大きな転換であるため、具体的な制度内容につ
いての国会内外での意見交換のみならず、同性婚制度の意義等についての幅広い啓発活動
が不可欠であろう。制度の定着のために、制度化後も、丁寧で長期的な対応が、行政やマス
コミ、教育現場で求められるところである。

【資料③】

キリスト教の影響は、性関係の規律にもみられる。キリスト教社会では、婚姻外の性関係に対する抑圧と禁止は苛烈で、非嫡出子の地位はきわめて低く、まして同性愛は多くの西欧諸国で近年まで刑事罰の課される犯罪であった。男性同性愛者を禁固刑に処すドイツ刑法175条は、1994年まで施行されていた。《中略》

この点で、徳川日本は、およそ異なる社会であった。「衆道」つまり「男色」は「武門の花」といわれる武士の団結の象徴であり、男性がバイ・セクシュアルであることはありふれていた。再婚率は高く、村の祭はフリーセックスの場であり、花嫁の処女性は求められなかった。花魁は、男性にとってのセックス・シンボルであるばかりか、女性にとっても憧れのファッションリーダーであった。陸奥宗光の妻・亮子のように、明治の元勳たちは芸者を妻にしている者が多いが、彼女たちはいわゆるトロフィー・ワイフであったのだろう。非嫡出子の地位についても、妾の産んだ子は妻の産んだ子と同様に公生子として、私生子と区別されて尊重されており、明治民法起草過程でも、起草者たちは、西欧法の非嫡出子差別が日本には合わないと繰り返している。そして立法された明治民法の家督相続では、庶出の男子は嫡出の女子よりも相続順位で優先された。また日本法は、「家」の継承者を得るために届出だけで成立する極めて緩やかな養子縁組制度をもっていたから、同性愛者は養子縁組を利用して、相互の相続権を得て家族となる便法とすることができた。

もとより21世紀の日本では、明治民法立法当時の感覚とは異なってきている。非嫡出子出生率は2%程度で、欧米諸国より遥かに低いが、これは現在の日本社会が非嫡出子を産みにくい社会であることを意味している。「ひいおばあちゃんは芸者さんだったんだって？」と子どもが聞いたら、「そういうことはあまり外では言わないの」と親が止めることになるのではなかろうか。《中略》。明治民法時代と現代の間の日本社会の意識変化は著しいが、家族法そのものは、戦後改革の家制度廃止を除けば、明治民法以来、それほど変化していない。

しかし西欧家族法は、この半世紀で大きく変化した。《中略》〔アメリカ合衆国連邦最高裁判所2015年6月26日〕判決は、州が同性婚を禁止することは、合衆国憲法に反すると判断して、次のように判示した。「婚姻ほど深遠な結びつきはない。婚姻は、愛、貞節、献身、自己犠牲及び家族の最高の理想を内包するからである。婚姻という結びつきを形成することによって、二人の人間が、それ以前の一人ひとりの自分とは異なる大きな存在となる。婚姻は、死を超えてもなお存続する愛を内包する」。この婚姻の美しい表現には、「合わせ物は離れ物」の日本の婚姻とは異質な、宗教婚の名残が感じられる。同性愛者の結びつきが、神が許さない罪ではなく、神の祝福する婚姻であると宣言することの意味は、西欧社会では日本よりもさらに大きいのだろう。

《中略》

登録パートナーシップ制度とは、1989年デンマーク法をはじめとしていくつかの国で立法された、同性婚とは異なるものの、同性の二者間の関係を公証して一定の地位を与える制

度である。フランスでは、1999年11月15日法で民事連帯契約が創設されたが、これも登録パートナーシップ制度で、異性カップルのみならず、同性カップルも締結することができる。立法にあたっては賛否両論が激しく、立法者は、たとえば親子関係については一切触れないこととするなど、民事連帯契約の法的効果を最小限の内容に制限することで、立法のための社会的コンセンサスを獲得した。《中略》。婚姻は家族を形成するものであるが、民事連帯契約は家族を形成するものではない、という立法時になされた確認は、同性愛者のカップルが子をもてるかという「パンドラの箱」の議論にとりあえず封印をするものであった。しかしその後、フランスでも2013年3月17日法がついに同性婚を承認する。もっとも同性婚カップルが生殖補助医療によって子をもうけることについては、フランス法は、代理母の禁止など、厳しい姿勢を維持している。

《中略》

このような世界の動きを受けて、日本の憲法学でも、憲法に「両性」や「夫婦」の文言があることそのものも問い直しが始められている。人間社会に、同性愛、性別違和、性分化疾患などの性的な多様性が存在することは、もとより否定できない事実である。キリスト教文化と遠く、衆道の伝統文化をもち、そしてカップル文化をもたない日本社会は、同性愛者にとっては暮らしやすい社会であったともいわれるが、彼らが社会生活の上で差別を受けるようであれば、それは是正されなくてはならない。《中略》。セクシュアル・ハラスメントという言葉の創設とその禁止は、社会や職場における女性差別を大きく是正した。同様に、性的少数者がともに社会を構築する平等な存在であることが周知されるとともに、彼らの性的な自己決定権とその尊厳は守られなくてはならない。

しかしそれが同性婚の承認に直結するかどうかは、また別の考慮が必要である。婚姻法に拘束されない自由な結びつきにとどまることは、同性愛者にとって致命的だろうか。《中略》。たしかに同性婚の承認は、同性愛者に対する社会認識を大きく変える理念的力を持つだろう。現在の段階では、私は、登録パートナーシップ制度の創設はともかく、同性婚の成否に対しては中立の立場であるが、同性婚の承認が同時に彼らが生殖補助医療を利用して子を持つことの承認を意味するのであれば、それには賛成できない。妊娠出産は母体に生命の危険のある重い負荷であり、新しい生命にとって、出生はこの世への強引な拉致である。自己の生殖子〔ママ〕を用いて自らが生命の危険を冒して妊娠出産することは、たしかに権利である。実親に育てる力がない、すでに産まれた子を養子にすることも、もちろん子の福祉にかなう正義である。しかし親希望者の欲求のために、代理懐胎という母体の搾取を利用したり、他人の生殖子を用いて新しい命を誕生させることは、たとえその欲求がどれほど強い望みであったとしても、権利とはいえないと私は考える。

法と倫理、法的統制と社会的統制とは、密接に関連しているものではあるが、区別されなくてはならない。「法は、権力に限界を画し、欲望に限界を画することを目的とする。法とは、限界の表明である」といわれるように、近代法は、国家権力の介入の方法と限度を画するとともに、人間の欲望が権利として認められる限界を定めるものである。自由の領域は、

法によって守られなければならないとともに、自由には、将来世代を含めた他者との共存の必要性がもたらす限界が存在する。

《中略》

婚姻制度の存在意義は、どこにあるのだろうか。現行法は、明治民法から一夫一婦制度を採用していることはもちろん、戦後の改正によって「家」制度から婚姻を解放し、夫婦の平等を理念としている。そして現在の判例法理は、「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある」と解されるとする。このような本質をもつ婚姻を、法はなぜ、またどのようにして守るのだろうか。

家族は、財とケアを持ち寄って、生活を維持し合う関係である。乳飲み子は、わずかな期間でも放置されれば死んでしまう虚弱な存在で、その生命を維持するケア労働の負担は、並大抵のことではない。しかし母性本能は、健康に発現すれば、その労働を喜びに転化し、子の心身の健康な成長を担保する。母性の健康な発現のためには、彼女が幸福に安心して生活できる環境が必要である。アメリカのフェミニズム哲学は、このようなケア提供者の社会的支援の、古典的形態として婚姻を位置づける。《中略》。またアメリカの「法と経済学」理論は、たとえば次のように婚姻を説明する。「結婚することの根本的な理由は、夫婦関係の固有の資産への最適投資を可能とすることにある。《中略》。女性が、特定の男性との間で子どもを妊娠するという投資をするのは、典型的には、相手の男性が終身のサポート、コミットメント、保護、あるいは何であれ女性にとって夫がすべきであると考えられるサービスの提供を約束をしてから後である。《中略》。」

このような根源的な理論は興味深い、それぞれの社会のアンコンシャス・バイアスもまた、そこにはありそうである。私は、性別役割分業論を肯定するわけではなく、育児も孤立した家族ではなく群れによる育児が、現代にも再構築されるべきだとは思ふ。仕事と育児が両立できるように、また育て方の下手な親でも育児できるように、育児支援のケアの社会福祉は、日本の現状よりはるかに充実することが必要であろう。また結婚は、もとより子を産み育てるカップルにのみ認められるものではない。しかしそれでも、はるかな昔から、次世代を育む社会制度として、婚姻は、子を育てる繭を構築する機能を果たしてきたし、今後もその役割を果たし続けるだろう。